

# 令和3年度 多摩市ビジネス支援施設創業者利用料補助金 募集要項

多摩市では、平成17年から市内の地域経済を活性化させるため、創業支援事業に取り組んでまいりました。

現在、市内には創業者やフリーランスに働きやすい環境を提供し、多様な働き方を支援するサテライトオフィスやコワーキング施設等が設立され、より多様な働き方ができるまちとして発展しています。市は、これらの施設を「多摩市ビジネス支援施設」として認定し、創業者等がよりよい環境で、専門的なアドバイスを受けながら多摩市で事業を拡大してもらえよう、多摩大学、多摩信用金庫と連携し様々な取り組みを行っています。

多摩市ビジネス支援施設創業者利用料補助制度は、「多摩市認定ビジネス支援施設」を利用する創業者に対し、施設利用料の2分の1を補助する制度です。本制度を活用することで、創業初期の収入不安定期において、サポートを受けることで、安定した経営を図り、大きく羽ばたいていただきたいと願っています。

※予算の範囲内において交付を行うため、予算額に達した場合は受付を終了します

## 1 申請資格

### (1) 対象者

次の要件にすべて当てはまる方。

- ① 「多摩市認定ビジネス支援施設」の月額支払いプランを利用している方 ※1
- ② 以下の要件を満たす方
  - ・個人の方・・・市内に在住しており、3ヶ月以内に創業予定の方
  - ・個人事業主の方・市内に在住する個人事業主の方 ※2
  - ・法人の方・・・市内に登録している方 ※2
  - ・BS多摩入居者・平成31年3月末時点でBS多摩入居期間が3年未満の方
- ③ 過去に本補助金の交付を受けていない方 または 前年度補助期間が12カ月未満である方
- ④ 市税を滞納していない方

※1 登記及び住所利用のみの月額支払いプランは除く

※2 創業日の翌日から申請日までの期間が2年未満の方

※ 実績報告書提出時までに多摩市から転出した場合は、交付決定を取り消す場合があります

### (2) 事業内容

事業者が行う事業活動が、利益を得ることを目的として行う事業又は社会的な使命を達成することを目的として行う非営利活動であること。

なお、以下に該当する場合は対象外となります。

- ① 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業

## 2 補助対象経費と対象外経費

### (1) 補助対象経費

- ① 「多摩市認定ビジネス支援施設」の月額利用料（税抜）
- ② 登記及び住所利用に係る月額料（税抜）

### (2) 補助対象外経費

(1)以外の経費は対象になりません。

例：スポット（都度）利用分、「多摩市認定ビジネス支援施設」入会金、ロッカー利用料

## 3 補助額と補助限度額

(1) 補助額 一月あたりの補助対象経費の2分の1相当額（1,000円未満切り捨て）×ビジネス支援施設の利用月数

(2) 補助限度額 月額1万円、年間12万円

例：月額利用料 9,000円、登記利用料 4,000円 月額補助対象経費 13,000円

月額交付額  $13,000円 \times 1/2 = 6,000円$ （1,000円未満切り捨て）

補助金額(予定)  $6,000円 \times 12カ月 = \underline{72,000円/年}$

## 4 補助期間

交付申請日が属する月から、連続する12カ月間（原則）

※年度内に利用・支払いが確認できる月の利用料に対し、補助金が交付されます

※交付決定期間が12カ月未満であれば、翌年度の申請も可能です

※各年度の予算の範囲内において交付を行うため、申請年度の翌年度の交付を確約するものではありません

## 5 申請開始日（令和3年度）

令和3年（2021年）4月1日（木）

※予算額に達した場合は受付を終了します

## 6 申請方法と必要書類

申請前に市創業・経営支援事業推進員による面談が必要です。面談は事前予約制で、利用施設にて行います。ご予約は、経済観光課へお電話ください。※平日 午前8時30分から午後5時

面談を受けた方は、補助金交付申請書に下記の書類を添えて申請受付期間内に経済観光課（市役所本庁2階）に郵送または持参し、ご提出ください。※窓口受付 平日午前8時30分から午後5時

なお、令和2年1月1日以降に多摩市に転入された方は、居住していた市区町村の納税証明書と課税非課税証明書（又は所得証明書）を合わせてご提出ください。

必要書類

書類		法人	個人事業主	個人
(1)	事業計画書	○	○	○
(2)	直近の市税の納税・特別徴収状況の閲覧及び謄写承諾書	○	○	○
(3)	ビジネス支援施設利用申込と利用承諾を確認できる書類	○	○	○
(4)	直近の確定申告書及び決算書の写し※	△	△	×
(5)	登記事項証明書	○	×	×
(6)	法人設立届出書または開業届の写し	○	○	×

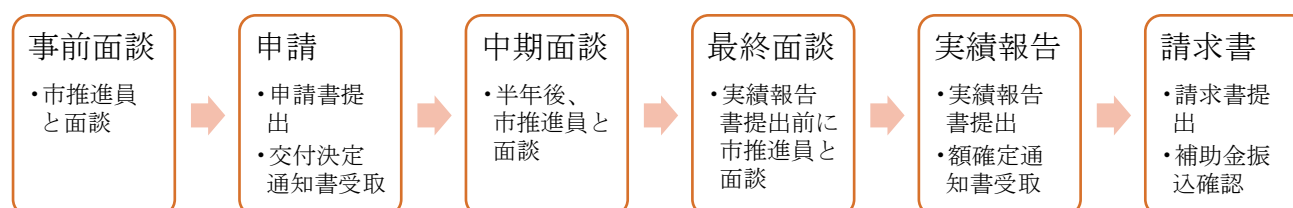
※第1期目の決算を迎えていない法人及び個人事業主は、決算書提出不要

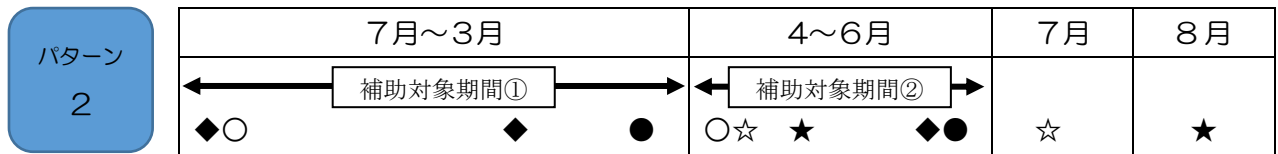
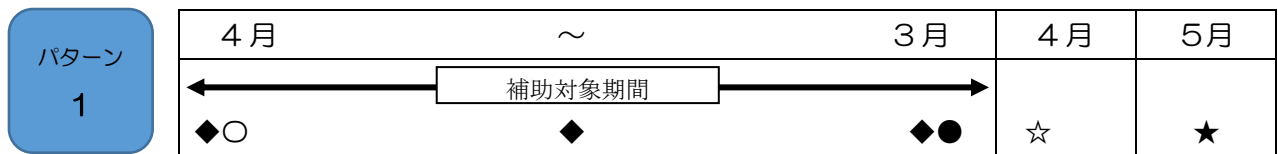
※本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）をお持ちください。

## 7 結果通知

申請頂いた全ての方に、申請書受理日から1カ月以内に、郵送にて通知いたします。

## 8 申請から交付までの基本的な流れ





※◆：面談、○：申請、●：実績報告書提出、☆：請求書、★：補助金交付

※年度を超えて補助金の交付を受ける場合は、申請書、実績報告書及び請求書を年度ごとに提出する必要があります

## 9 多摩市認定ビジネス支援施設

### (1) コワーキング CoCo プレイス

運営：株式会社キャリア・ママ

住所：多摩市落合1-46-1 ココリア多摩センター7階



### (2) KEIO BIZ PLAZA

運営：京王電鉄株式会社

住所：多摩市落合1-43 京王プラザホテル多摩2階



## 10 注意点

### (1) 実績報告時に必要な書類の管理には十分ご注意ください。

- ・銀行振込・・・・・・・・・・振込領収書
- ・口座引落・・・・・・・・・・引落口座の通帳（写）
- ・クレジットカード払い・・クレジットカード利用明細（写）、クレジットカードの引落口座の通帳（写）

※支払いは一括支払いを選択してください

※その他のお支払い方法の場合はお問合せください

- (2) お支払い方法によって、一部期間の支払いを早める必要があります。ご自身の支払い日や口座引落日をご確認の上、支払いを早める場合は利用施設にご依頼ください。
- (3) 本事業は各年度の予算の範囲内において交付を行うため、申請年度の翌年度の交付を確約するものではありません。
- (4) 市創業・経営支援事業推進員による面談を、約半年毎に計3回受ける必要があります。面談は事前予約制となりますので、余裕を持ってお申込みください。

## — 事前面談のお申込み・申請・問合せ先 —

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1  
 市民経済部 経済観光課 商工観光担当（多摩市役所2階）  
 電話 042(338)6867（平日午前8時30分～午後5時）

令和3年3月26日 作成

